

電子計算機買戻損失準備金の益金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	( )
----------------------	--------	-----	-----

別表十二(十九) 平二十四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

当期益金算入額の計算	平成21年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日	1	平	・	翌期繰越額の計算	期首電子計算機買戻損失準備金の金額	7	
						当期益金算入額(6)	8	
	同上の日における電子計算機買戻損失準備金の金額	2				期末電子計算機買戻損失準備金の金額(7)-(8)	9	
	$\frac{\text{当期の月数}}{60\text{月}}$	3		_____	貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている電子計算機買戻損失準備金	10	
						差	引	11
	5年平均等取崩金額(2)×(3)	4			当期	当期積立額	12	
	同上以外の場合による益金算入額	5			前期	貸借対照表の取崩不足額(6)-(12)-((10)-前期の(10))	13	
					分	計(12)+(13)	14	
	当期益金算入額(((4)+(5))と(7)のうち少ない金額)	6			前期以前分	前期末における差額(前期の(11))	15	

## 別表十二（十九）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告法人で電子計算機の製造若しくは販売の事業を営むものが平成21年改正法附則第41条第2項から第13項まで《電子計算機買戻損失準備金に関する経過措置》の規定の適用を受ける場合又は連結法人で電子計算機の製造若しくは販売の事業を営むものが平成21年改正法附則第57条第2項から第11項まで《電子計算機買戻損失準備金に関する経過措置》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「平成21年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日1」は、平成21年改正法附則第41条第10項に規定する合併法人若しくは同条第13項に規定する分割承継法人が適格合併等（適格合併又は適格分割型分割をいいます。以下同じ。）の日を含む事業年度若しくは連結事業年度以後の各事業年度において当該適格合併等により引継ぎを受けた電子計算機買戻損失準備金

の金額につき同条第10項若しくは第13項の規定により読み替えられた同条第2項の規定を適用する場合又は平成21年改正法附則第57条第8項に規定する合併法人若しくは同条第11項に規定する分割承継法人である連結法人が適格合併等の日を含む連結事業年度若しくは事業年度以後の各連結事業年度において当該適格合併等により引継ぎを受けた電子計算機買戻損失準備金の金額につき同条第8項若しくは第11項の規定により読み替えられた同条第2項の規定を適用する場合には、当該適格合併等の日を記載します。この場合には、「 $\frac{\text{当期の月数}}{60\text{月}} \times 3$ 」の記載に当たっては、「当期の月数」とあるのは「当期の月数（適格合併等の日を含む事業年度又は連結事業年度にあつては同日から当該事業年度又は連結事業年度終了の日までの期間の月数）」と、「60月」とあるのは「60月から経過期間（平成21年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日から適格合併等の日の前日までの期間）の月数を控除した月数」として記載します。